



Linda Liu Group

中国における模倣品対策の現状

林達劉グループ
弁護士・弁理士 魏 啓学

www.lindaliugroup.com
linda@lindapatent.com
2011年11月



目 次

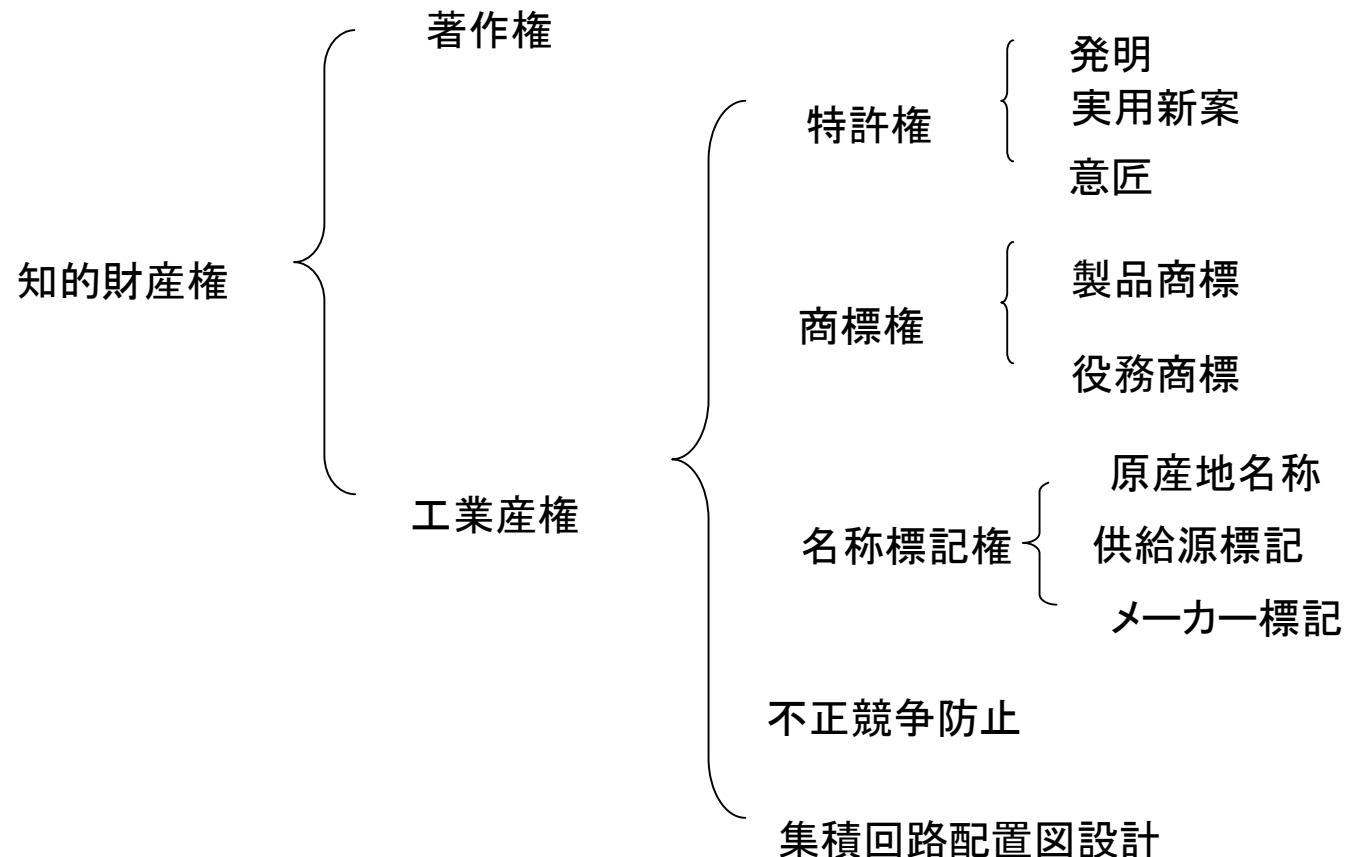
1. 中国知財法律の構成
2. 中国知財主管機関
3. 中国における知財保護情況
4. 中国における模倣品対応策
5. 実例
6. 費用対効果の対応策の優先順位
7. 日本企業の注意すべき問題
8. 日本企業の新しい動向



1. 中国知財法律の構成



1. 中国知財法律の構成





1. 中国知財制度の構成

特許関係

特許、実用新案、意匠
は一本の法で規制される

- 立法: 特許法(人大)
- 行政:
 - 特許法実施細則(国务院)
 - 特許審査基準(国家知識産権局)
 - 審査規程(特許庁、内部使用)
- 司法
 - 最高裁判所の司法解釈、回答、判決。例えば
 - 司法解釈: 特許紛争案を審理する際に適用する法律についての若干規定、特許権侵害訴訟に関する最も重要な法規
 - 回答:(2001)民三他字第4号、非侵害確認訴訟の取り扱い
 - 判決:(2007)行提字第4号、細則第13条第1項の「同様の発明創作」について説明する
 - 地方裁判所の規定。例えば
 - 『特許権侵害の判定においての若干問題への意見(試行)』についての北京高等裁判院の通知、特許権侵害訴訟に関する最も詳細な法規

中国は判例法の国ではない



1. 中国知財制度の構成

商標関係

- 立法: 商標法(人大)
- 行政:
 - 商標法実施条例(国家工商行政管理总局)
 - 商標審議規則(国家工商行政管理总局)
 - 商標審理標準、商標審査標準(国家工商行政管理总局)
 - 著名商標の認定と保護規定(国家工商行政管理总局).....
- 司法
 - 『最高人民法院による人民法院が登録商標権に対し財産保全を実施することに関する解釈』
 - 『最高人民法院による商標審理事件に関連する管轄と法律の適用範囲問題に関する解釈』
 - 『最高人民法院による登録商標独占権の侵害行為の訴前停止と証拠保全の法律適用問題に関する解釈』
 - 『最高人民法院による涉外民商事事件の訴訟管轄に関する若干問題の規定』
 - 『最高人民法院による商標審理民事紛争事件の法律適用に関する若干問題の解釈』
 - 『最高人民法院による登録商標、企業名称と優先権との衝突に関する若干問題に規定』
 - 『最高人民法院による著名商標保護に関わる民事紛争事件の法律適用に関する若干問題の解釈』.....

第3回目商標法改正中

中国は判例法の国ではない



1. 中国知財制度の構成

著作権関係

- 立法: 中華人民共和国著作権法(人大)
- 行政:
 - 著作権行政処罰実施弁法(版權局)
 -
- 司法
 - 最高人民法院によるコンピュータネットワーク著作権に関する紛争案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈
 - 最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干問題に関する解釈
 -

不正競争関係

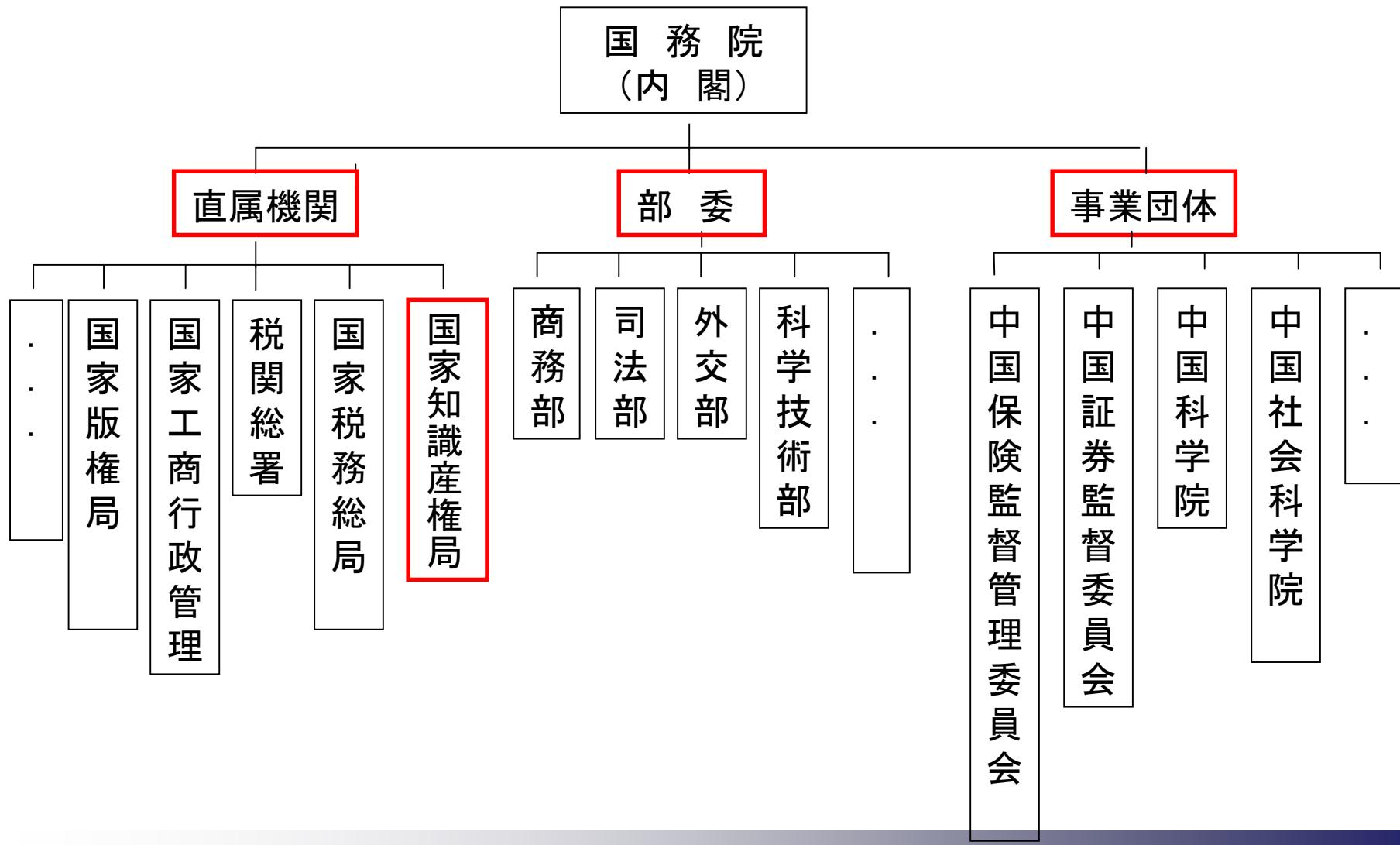
- 立法: 不正競争防止法(人大)
- 司法解釈: 最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈



2. 中国の知財主管機関



2. 中国の知財主管機関

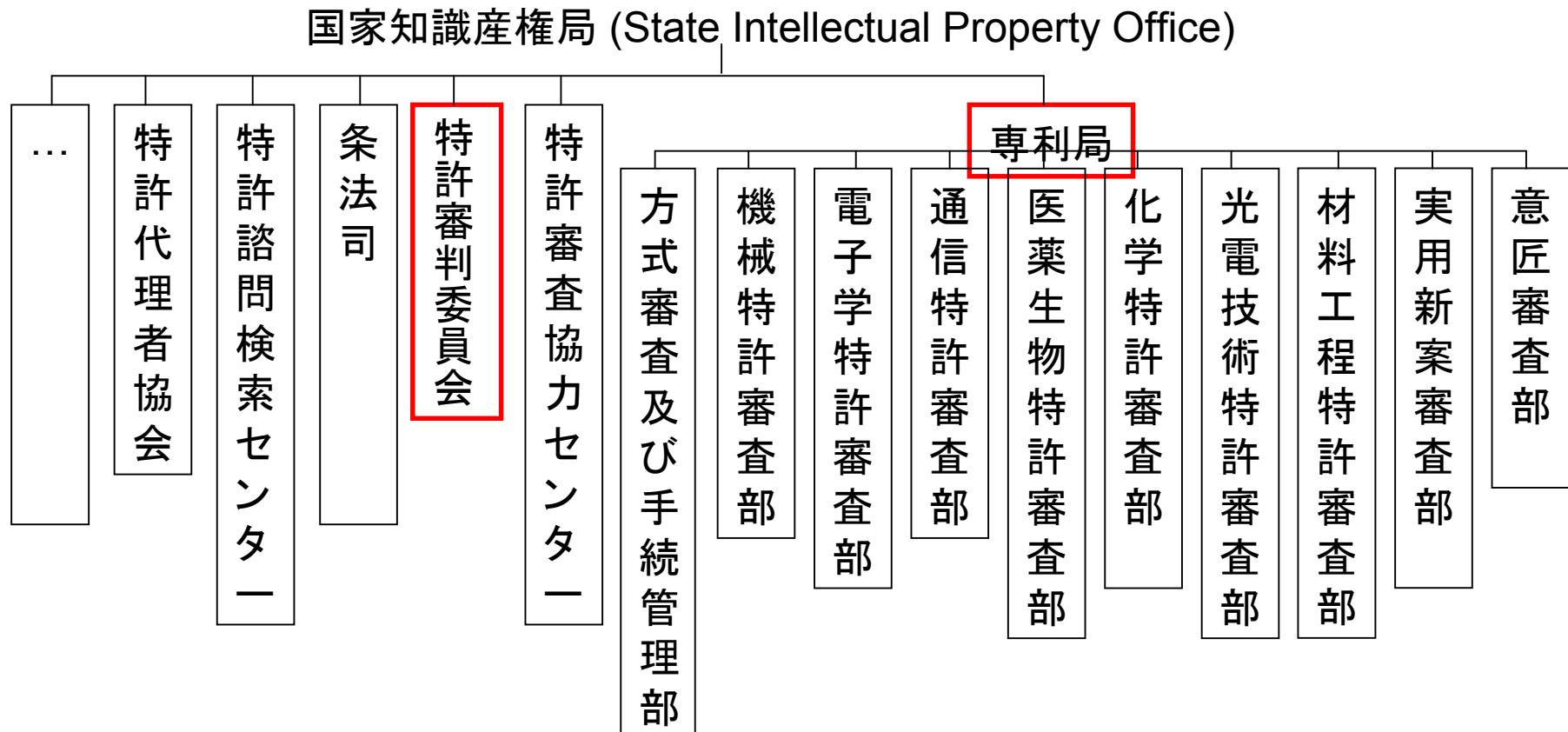




2. 中国の知財主管機関

- 特許(実用新案、意匠を含む) :

(1) 国家知識産権局



(2) 地方知識産権局 :

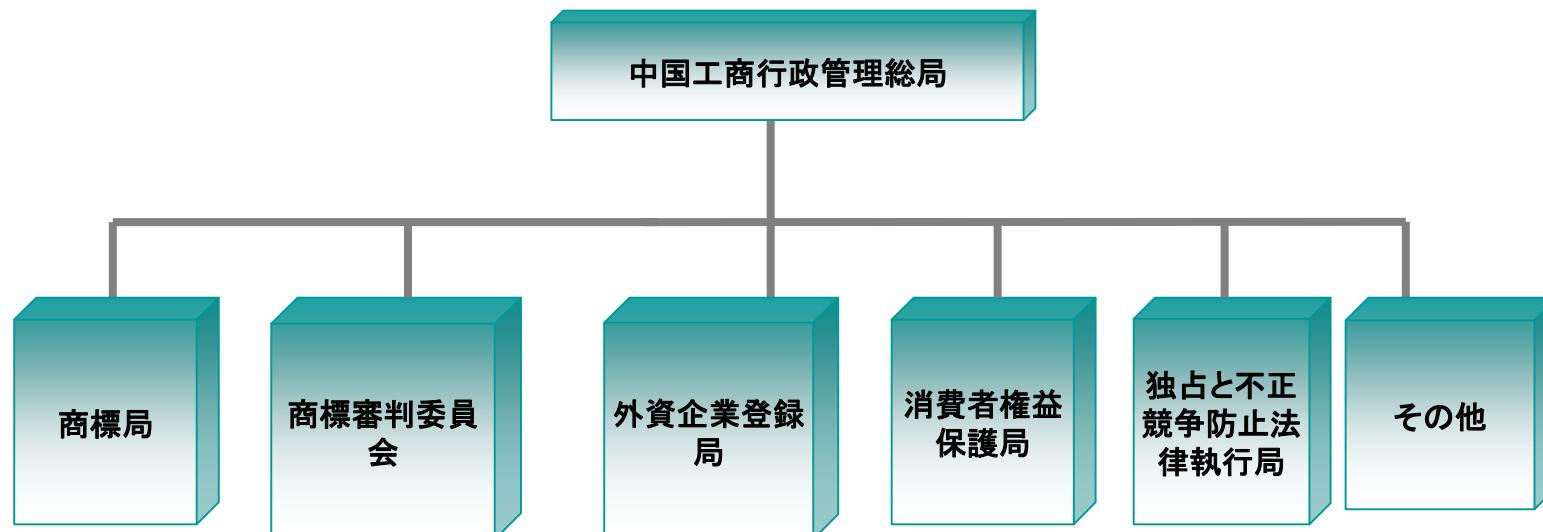
知財教育、知財活動の組織及び特許権事件の摘発を担当



2. 中国の知財主管機関

商標：

(1) 国家工商行政管理総局



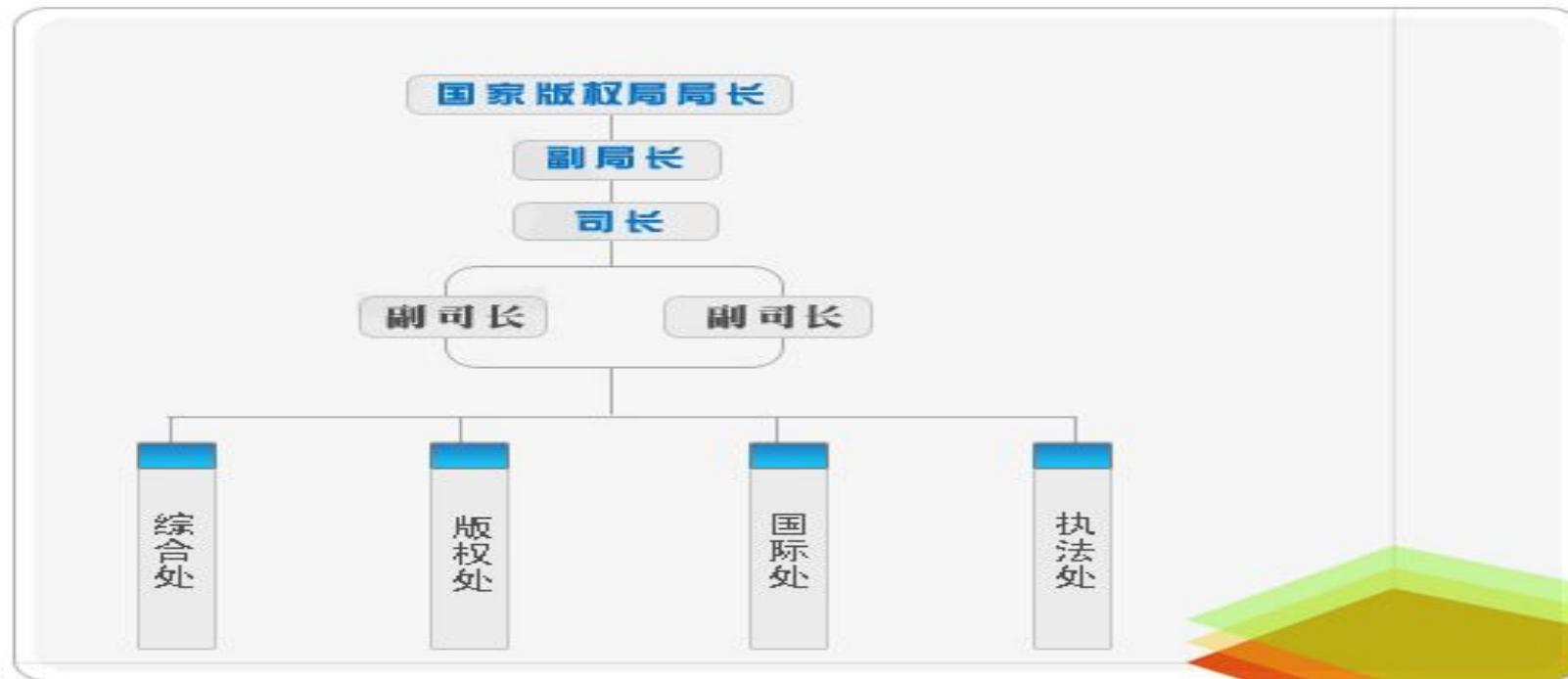
(2) 工商行政管理局：商標権侵害事件、不正競争事件の摘発を担当



2. 中国の知財主管機関

著作権:

(1) 国家版權局



(2) 地方版權局: 著作権侵害事件の摘発などを担当



2. 中国の知財主管機関

行政摘発主管機関のまとめ

- ・ 商標侵害事件と不正競争事件は、現地工商行政管理局に摘発を申請できる。
- ・ 品質悪い偽物であれば、現地技術品質監督局に摘発を申請することは可能である。
- ・ 特許侵害事件は、現地知識産権局に摘発を申請することができる。
- ・ 著作権侵害事件は、現地版権局に摘発を申請することができる。
- ・ 悪質な事件の摘発は、現地公安局(警察)が一部担当し、主管機関又は裁判所が協力している。
- ・ 模倣品が輸入または輸出がある場合、通関の税関に差し止めることを申請することは可能である。



2. 中国の知財主管機関

侵害訴訟—主管機関

被告所在地または侵害行為地の裁判所

- 特許紛争一審事件：
 - 各省、自治区、直轄市人民政府所在地の中等裁判所
 - 最高裁判所が指定した中等裁判所
 - 試点：義烏基礎裁判所(500万元以下の実用新案、意匠事件)

- 商標紛争一審事件、著作権紛争一審事件、不正競争紛争一審事件：
 - 中等裁判所
 - 高等裁判所が指定した基層裁判所



3. 中国における知財保護状況



3. 中国における知財保護状況

(1) 中国商標出願状況

➤ 中国における商標出願件数の推移

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
商標出願件数（万件）	17.1	22.3	27.0	37.2	45.2	58.8	66.4	76.6	70.8	69.8	83.0	107.2

➤ 日本法人及び個人による中国商標出願件数の推移

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
商標出願件数（件）	4,123	7,883	9,573	11,945	11,876	12,305	10,916	14,090	13,340	20,021



3. 中国における知財保護情況

➤ ここ2、3年間の主な変化

- ◆ 商標出願件数が毎年増え続けている反面、審査期間は確実に短縮されている。
- ◆ 拒絶査定通知書の発行件数の増加に伴い、不服審判案件の請求件数も増加している。
- ◆ 拒絶不服審判で拒絶理由を覆す確率も増加傾向にある。
- ◆ マドプロ出願件数は、減少傾向にある。
- ◆ 商標使用許諾契約登録の申請件数は以前より増加している。



3. 中国における知財保護情況

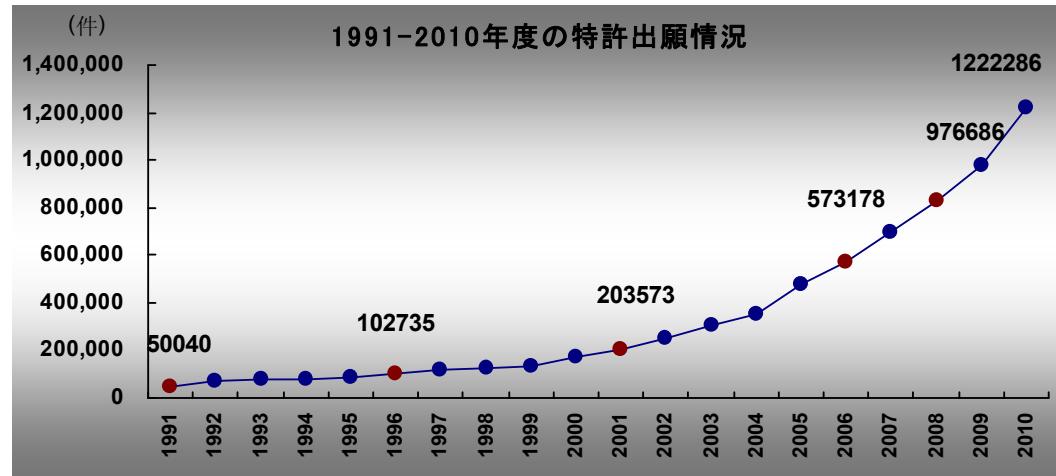
➤ 審査期間

- 商標審査期間は2007年までの36ヶ月から、現在の**12ヶ月**以内に短縮された。
- 商標異議申立の審査期間は2007年までの3~5年から、現在の**2~3年**に短縮された。
- 拒絶不服審判の審理期間は**12ヶ月**に短縮された。複雑な案件（異議決定不服審判、取消審判、三年不使用取消審判の再審）の審理期間は**24ヶ月**に短縮される見込み。



3. 中国における知財保護情況

(1) 特許出願概要情況

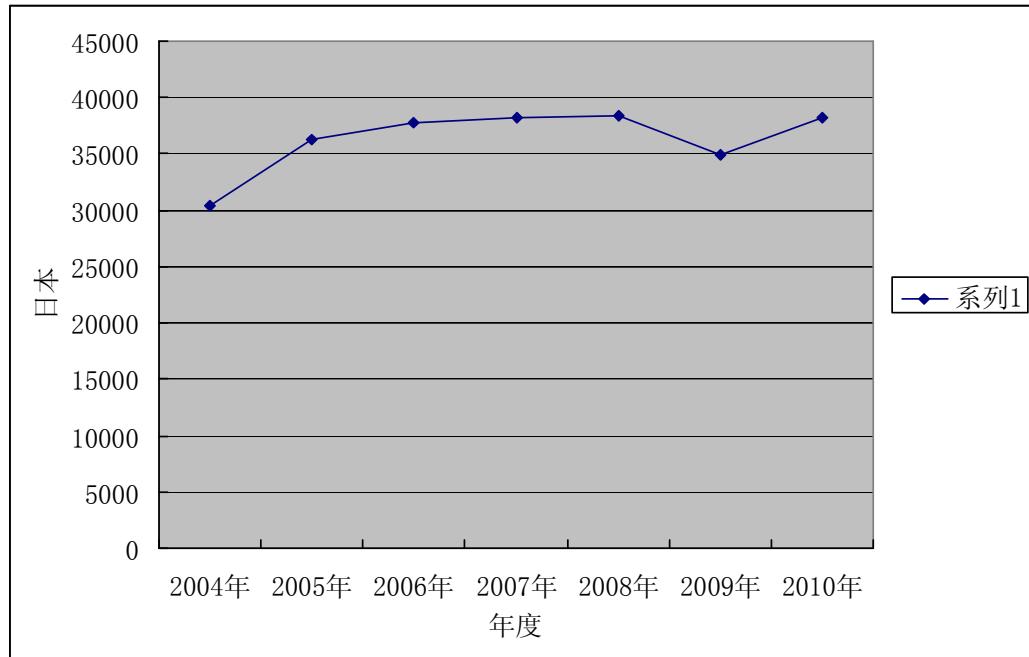


- ①2011年1月～7月まで発明特許出願は261455件もあり、同期比増加率33.7%です。それに対し、外国からの出願62306件があり、同期比増加率9%です。中国国内企業からの出願は、大幅に成長している。
- ②国家知財戦略として、企業の特許出願に資金支援している。外国への出願は、1件当たり10万元を援助しているのが通常である。このような政策を通して、企業全体の知財意識を高めてきた。
- ③ハイテク企業の認定条件として、特許権の保有量が要求される。中小企業も知財出願を出すが重要視してくる。
- ④もちろん、これらの特許出願には、技術レベルが高くないという批判も多いが、知財意識のアップには、役に立てる。

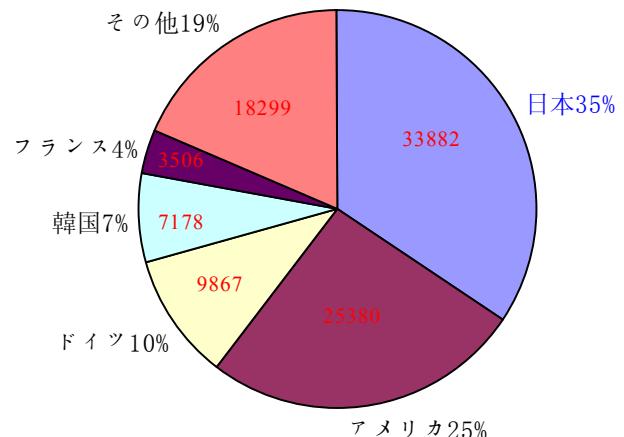


3. 中国における知財保護情況

(2) 外国企業からの中国への特許出願が増えている



2010年外国からの発明特許出願情況



年度	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
特許出願件数	30444件	36221件	37848件	38188件	38408件	34382件	38241件

日本からの出願情況



3. 中国における知財保護情況

- 近年来、一部の日本企業の傾向として、日本で出願する特許、商標をできる限り中国へ出願している。2010年日本からの出願件数は38241件がある。
- 2011年7月まで日本からの発明特許出願22007件もあり、同期比増加率12.6%です。中国への特許出願の移行率を70%まで引き上げるという目標を立てた日本企業もある。
- 実用新案、意匠出願については、国別の統計はまだありませんが、外国からの出願全体としては、実用新案は45.6%、意匠は19.5%の増加率も見えた。



3. 中国における知財保護情況

行政摘発の状況

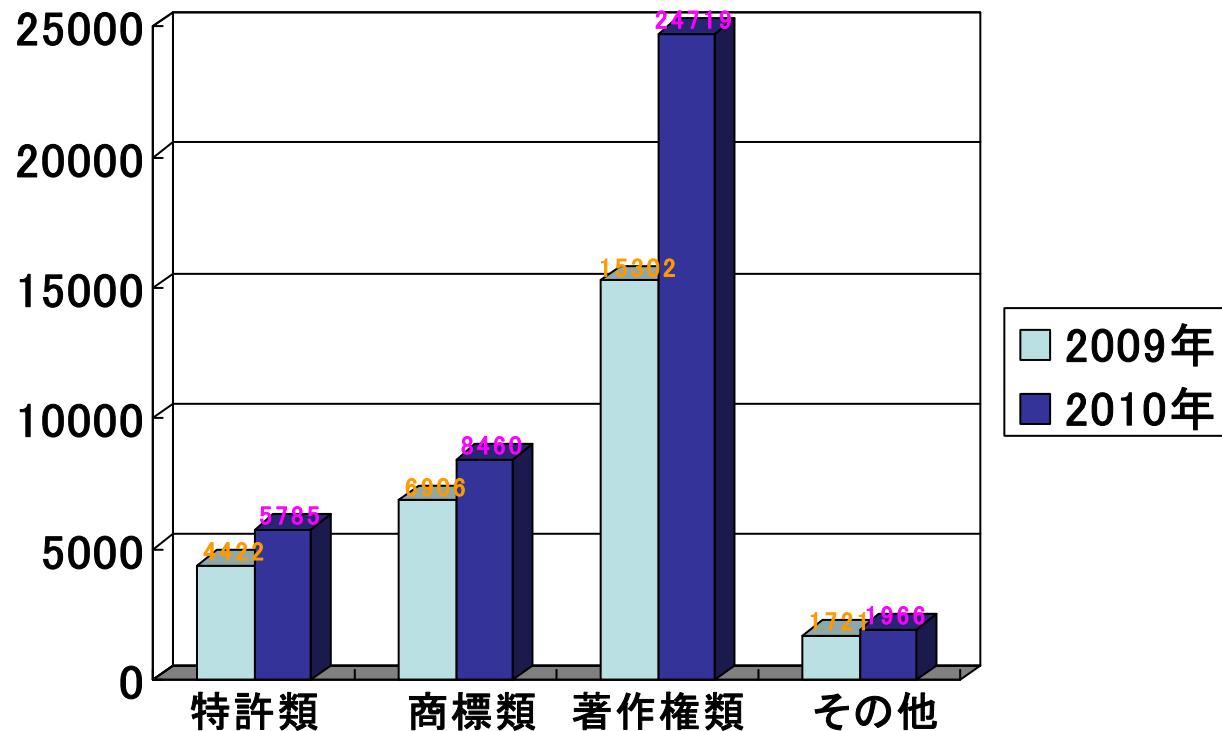
2010年、全国知識産権局系統は、

- ◆ 特許紛争事件合計1013件(そのうち、特許権侵害紛争事件996件、その他特許紛争17件である)を受理したが、同期比は50件増して、5.19%増長した。
- ◆ 偽造特許事件は605件になるが、同期比27件増して、4.67%増長した。
- ◆ 商業場所を検査した回数は10642回であるが、同期比4629回増して、76.98%増長した。
- ◆ 検査した商品は2134668個であるが、同期比は812147個増して、61.41%増長した。
- ◆ 公安部門から移行された事件は32件であるが、その他部門から移送された事件は28件である。
- ◆ 複数の部門による提携執行は545回で、複数の地区に亘る提携執行は972回であるが、同期比はそれぞれ12回増しと768回増して、それぞれ2.25%と376.47%が増長した。



3. 中国における知財保護情況

2009~2010年の知的財産権訴訟情況



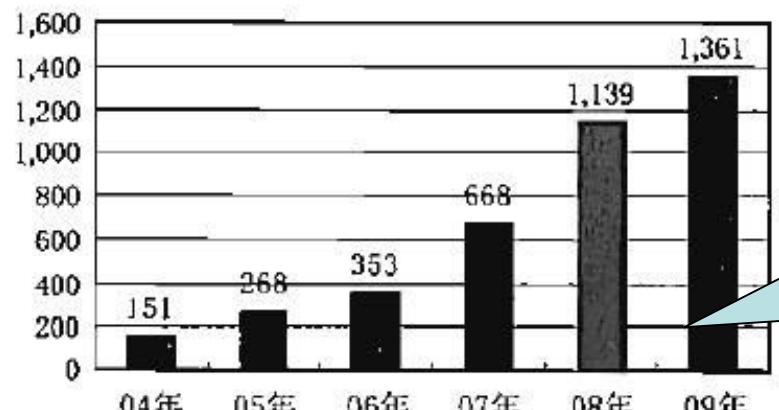
2008年の特許法の改正、2009年の特許侵害に関する司法解釈の公布など、
特許権保護に関する法律が強化して以来、
2010年、知的財産件侵害訴訟事件の件数は大幅に増えていた。



3. 中国における知財保護情況

訴訟情況

- 統計によれば、2004年から2009年までの5年間で、中国全国の知的財産権民事訴訟一審案件は、約3倍に増加してきたが、外国の当事者に関するほぼ9倍まで増加してきた。



訴訟を利用する心構えと訴訟に巻き込まれる心構えが必要！

- 最近の情報によれば、日本のある有名な電子製品メーカーは、今年だけで11回も中国の会社に訴えられた。



4. 模倣品への対応策



4. 模倣品への対応策

➤ 私的救済

- 警告状の発送 --- 侵害行為停止を要求する
- 直接交渉 --- 侵害停止、またはライセンス関係の締結
- インターネット販売情報の削除
--- ネット販売プラットフォームに削除を要求
- 厳正声明の発表 --- 消費者注意の喚起

➤ 公的救済

- 行政摘発
- 侵害訴訟

➤ 地方リスクの問題

- 地方保護主義及び避ける方法



模倣品への対応策——私的救済

➤警告状の送付

〈メリット〉

- 相手方が当方の主張を認め、自発的に侵害行為を停止した場合は、迅速且つ簡便に事件を解決することができる。
- 警告状の送付により、第3次改正特許法第68条第1項に規定された時効(2年は、中断される。
- 警告状の送付は侵害者の悪意による侵害を主張する際の証拠として訴訟などで利用できる。

〈デメリット〉

- 無視される場合も多い。
- 被疑侵害者が警告状を証拠として、自己に都合のいい裁判所に非侵害確認訴訟を提起することもある。



模倣品への対応策——私的救済

＜警告書の送付における注意点＞

- ①相手を調査し、侵害規模、信用度などの基本情報を入手する。
- ②念のため、警告書を送付する前に、訴訟の準備を完成しておく。
- ③内容証明郵便の制度はないので、送付について現場公証を行う。
- ④非侵害確認訴訟の提起を防止するために、相手に準備期間を与えず、警告書において、短期間、例えば、3日又は一週間以内に回答するよう要求する。



模倣品への対応策——私的救済

➤ 直接交渉

＜メリット＞

- 侵害者にプレッシャーをかける。
- 侵害者の考え方を把握できる。
- 交渉を通じて、別の解決方法を検討できる。例えば、ライセンス関係を設立する。

＜デメリット＞

- 長い時間が掛かっても、合意に達成できない可能性がある。

＜注意点＞

- 侵害者の住所に行ったところ、うまく交渉できない場合、暴力を受けるリスクがあるので、弁護士を連れて、実情によって、侵害者住所以外の場所で交渉したほうがよい。



模倣品への対応策——私的救済

➤ インタネット販売情報及びリンクの削除の要請

<適用場合>

アリババ、淘宝網などのネット販売プラットフォームに被疑侵害製品の販売情報を掲載される場合、関係侵害リンクを削除するよう要請する。

<メリット>

- 被疑侵害製品のネット販売を抑える
- コストが低い
- スピードが速い

<デメリット>

- 関係リンク及び販売情報を削除してから、再開の可能性がある

<注意点>

- 事前に商標及び特許を出願することが必要である
- 事前に著作権を登記する必要がある



Linda Liu Group

i 模倣品への対応策——私的救済

➤ 厳正声明

<内容>

- ① 自分の権利
- ② 正規の販売店
- ③ 本物と偽物の相違
- ④ 権利者の態度

16 责任编辑：李文秋 E-mail:w82562950@tom.com
2007年4月18日 星期三
[4月18日、トヨタ様が中国知識產權報に掲載した「嚴正聲明」]

CHINA
创新

中国知識產權報
CHINA INTELLECTUAL PROPERTY NEWS

严 正 声 明

以下两个外观设计专利权为丰田汽车公司所有

丰田汽车公司(简称丰田)以“通过汽车,创造富裕社会”为基本方针,向世界提供高质量的产品。

为保护消费者和权利人的合法权益,我们与中国政府有关部门同心协力。杜绝一切侵犯知识产权和误导消费者的行为。

任何未经丰田许可,生产、销售模仿丰田外观设计专利产品的行为均构成侵权,为保护消费者的安
全和利益以及丰田在中国的合法权益,我们将采取所有可能的法律手段或行政手段坚决打击所有侵权者。

声明人:丰田汽车公司
地 址:日本爱知县丰田市丰田町1番地
联络人:丰田汽车技术中心(中国)有限公司
知识产权部
地 址:中国北京朝阳区呼家楼京广中心 2701
邮 编:100020
电 话:0086-10-6597-8718

在此,恳请广大丰田用户,提高警惕,认明高品质的
纯正丰田公司产品!



i 模倣品への対応策——私的救済

➤ 厳正声明

<メリット>

- 侵害者にプレッシャーを与える。
- 消費者に本物と偽物との相違を知らせる。
- 権利者の態度を表明することにより、中国関係部門からの支持が得られる。

<デメリット>

- 直接に模倣品を解決できない。ほかの救済手段と合わせて利用したほうがよい。

<注意点>

- 確実な侵害証拠がなければ、声明において、被疑侵害者の名称などを明記する場合、信用毀損という理由で訴えられるおそれがある。そのため、声明において、被疑侵害者の名称などの情報を記載しないほうがよい。



ii 公的救済一行政摘発

➤ 行政摘発

<メリット>

- 手続が簡単で便利である。
- 行動が迅速で、摘発の速度も比較的速く、事件の終結までの期間も短い。

<手続き>

- 主管機関——現地の知識産権局
- 証拠の形式要件——サンプル — 実地検証
- かかる期間——2ヶ月～6ヶ月
- 各地により手続きが少し異なるため、行政摘発を申請する前に当地の知識産権局に確認する必要がある。

<注意点>

- 損害賠償金がないし、罰金もない。
- 摘発中、調停手続きもある。



➤ 行政摘発より証拠を取得してから、裁判所に損害賠償訴訟を提起する場合に利用できる。



i 公的救済一侵害訴訟

➤ 侵害訴訟

・ <メリット>

- 損害賠償を請求できる。
- 司法の公正性及び結果の強制性。
- 複雑な事件の処理。

・ <注意点>

◦ 管轄裁判所の選択について

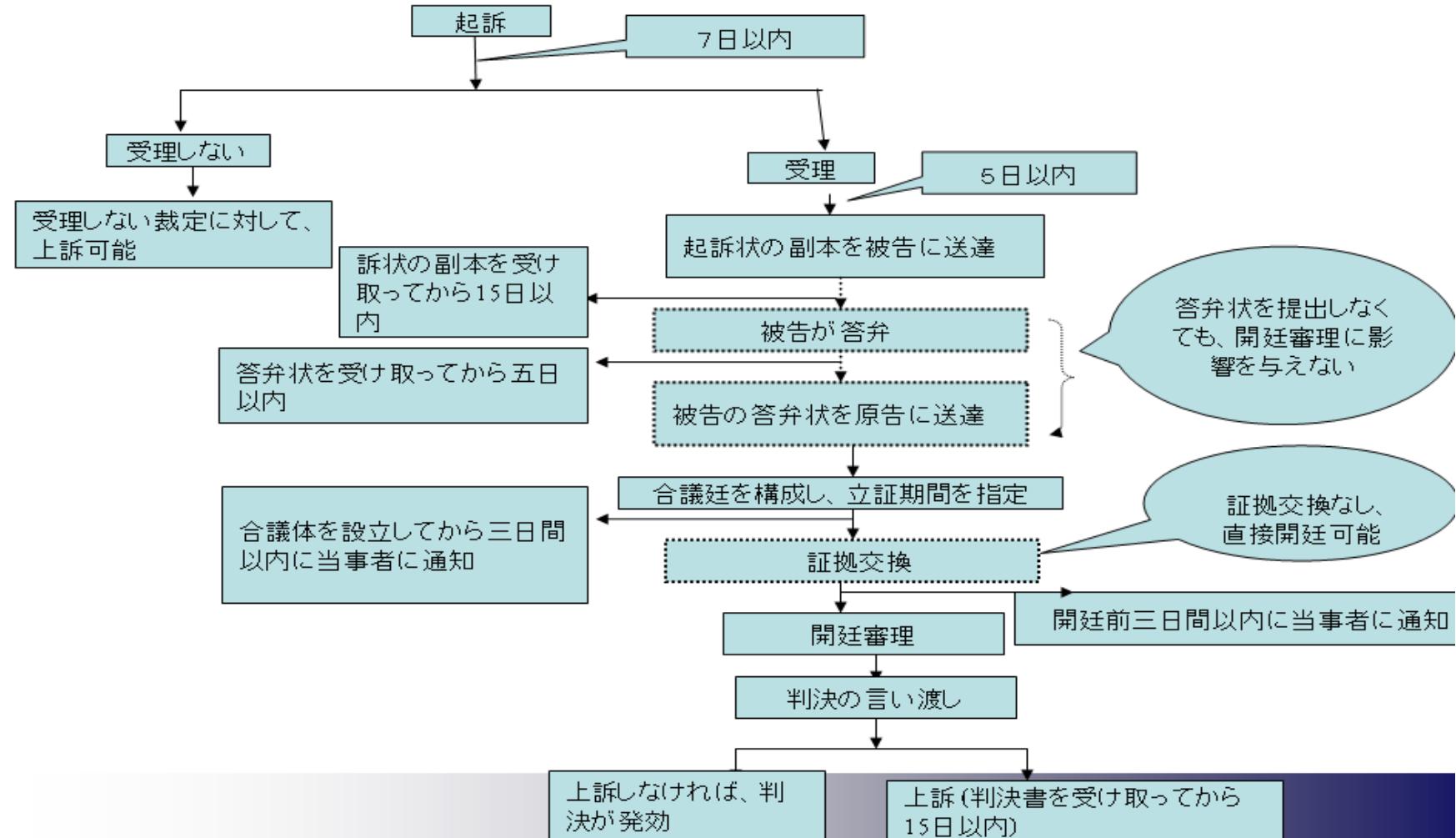
- 取り扱い経験に富む裁判所
- 被告所在地以外の裁判所
 - 地方保護主義を回避
 - 方法: 被告側の所在地で提訴せず、侵害行為の発生地で提訴する。

◦ 証拠について

- 公証・認証
- 証拠保全



訴訟流れ





5. 実例紹介



Linda Liu Group

实例1——意匠侵害訴訟

实例1：タイヤ意匠権侵害訴訟



意匠侵害訴訟の実例

日本のあるタイヤ会社 が中国の関係会社を訴えた 意匠権侵害事件

- 中国における公知意匠抗弁原則
 - 特許法第62条--特許権侵害紛争において、侵害被疑者が、その実施した技術又は意匠が公知技術又は公知意匠であることを証明できる場合、特許権侵害に該当しない。
 - 最高裁判所による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈第14条--被疑侵害意匠がある公知意匠と同一又は実質的な相違がない場合、裁判所は、被疑侵害者が実施した意匠が特許法第62条に規定された公知意匠に該当すると認定すべきである。



➤ 中国公知意匠抗弁原則の問題点

- ・ イ号製品と公知意匠が同一又は実質的に同一の場合——法律根拠がある。
- ・ イ号製品と公知意匠が同一又は実質的同一ではないが、類似する場合——関連根拠がなし。

➤ 本判例の意義

意匠権侵害訴訟における公知意匠抗弁に係る意匠の類似判断方法を明確化した。



➤ 事件概要

◆ 一審(2007)二中民初字第391号 ——敗訴

- **原告の主張**

被告1の製造行為、被告2の販売行為が原告の意匠権に対する侵害に該当するとの理由で、北京中等裁判所へ提訴した。

- **被告の答弁意見**

①イ号製品と本件意匠権は同一でも類似でもない。

②イ号製品は、本件意匠の出願日前にすでに存在している公知意匠を参考したことを理由に、公知意匠抗弁を行った。

- **一審判決結果**

①登録意匠とイ号製品は類似する。

②イ号製品と公知意匠が類似するため、被告の公知意匠抗弁が成立する。

③被告の公知意匠抗弁が成立できたため、両被告の行為は侵害に該当しない。



➤ 事件概要

◆ 二審(2007)高民終字第1552号 ——敗訴

- **上訴人の上訴主張**

イ号製品と公知意匠間には6つの相違点があるため、類似しない。

従って、被告の公知意匠抗弁は成立できない。

- **被上訴人の答弁意見**

イ号製品と公知意匠は類似するため、公知意匠抗弁は成立できる。

- **二審判決結果**

①イ号製品と公知意匠は類似するとの一審判決は正確である。

②上訴人は、イ号製品と公知意匠間に6つの相違点があると主張したが、一般消費者は、全体的に観察し、総合的に判断する際に製品の形状、模様並びに色彩における微小な変化に注意しないため、当該6つの微小な相違点は、タイヤ特にそのトレッドの全体的視覚効果に顕著な影響をもたらされないので、イ号製品及び公知意匠は類似する。従って、一審判決は正しく、上訴人の上訴請求を支持しない。



➤ 事件概要

◆ 再審——勝訴

1. 公聴会(2010)民申字第108号

- **再審申立人の再審主張**

1. 公知意匠の抗弁は、イ号製品と公知意匠が同一又は実質的同一な場合のみに適用される。
2. イ号製品と公知意匠に同一または実質的に同一ではなく、ただ類似を構成する場合、イ号製品、公知意匠及び本件意匠の三者間の対比を行って、イ号製品がより公知意匠に類似するか又はイ号製品がより登録意匠に類似するかを判断すべきであり、イ号製品と公知意匠のみを対比してはいけない。

- **公聴会の結果**

イ号製品と公知意匠が同一ではない状況の下で、元審裁判所がイ号製品と公知意匠間の対比のみにより、両意匠が類似することを理由に、公知意匠の抗弁の成立を認めて結論を得たが、当該権利侵害に係る対比判断方法は誤っており、本件は確かに法律の適用も誤っているため、最高裁判所は自ら再審理を行うことを決定した。



➤ 事件概要

◆ 再審——勝訴

1.再審審理(2010)民提字第189号

- **再審申立人の再審主張**

公聴会における再審主張と同じである。

- **再審被申立人の答弁意見**

イ号製品は公知意匠を参考し、公知意匠と同一又は類似することを証明できるため、被疑侵害者による公知意匠の抗弁は成立すると認定できる。被疑侵害製品と本件意匠の類似程度は、事件の事実認定に主な要素ではなく、裁判所は、イ号製品と公知意匠の類似程度について審査要否の決定をすることができる。元審裁判所は、自己の実務操作経験を裁判指導の原則として、先に被疑侵害製品と公知意匠に対する類似性対比を行い、両者が同一又は類似する結論を得たうえ、すなわち、直接被疑意匠が権利侵害にならないとの判断をし、再び被疑侵害製品と意匠製品との対比を行った。当該意匠権侵害判定方法は不当なことはなく、適用法律を誤った情状も存在しない。



• 再審判決結果

被疑侵害者の公知意匠抗弁が成立できるか否かを判断する場合

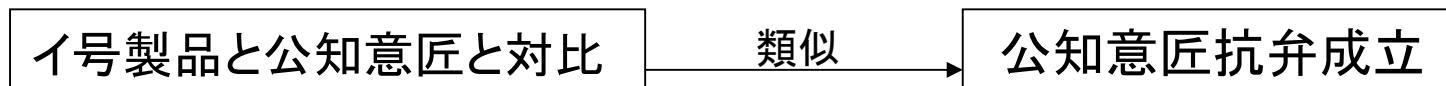
- ①イ号製品と公知意匠が同一であれば、直接に公知意匠抗弁は成立できる。
- ②イ号製品と公知意匠が同一でない場合、公知意匠を基準として、イ号製品、公知意匠と本件意匠の三者についてそれぞれ対比を行った上、総合的に判断すべきである。
 - a. イ号製品と公知意匠の相違点と類似点及び全体的視覚効果に与える影響を注意すべきであり、
 - b. 本件意匠と公知意匠の相違点及び全体的視覚効果に与える影響にも注意すべきであり、
 - c. イ号製品が本件意匠と公知意匠間の相違点を利用したか否かを考慮した上、イ号製品の意匠と公知意匠が実質的な相違点を有するか否かについて判断すべきである。

元審判決はイ号製品と公知意匠が異なる状況で、両者のみについて対比を行い、公知意匠抗弁が成立できるとの結論を得たが、当該侵害対比判断方法は適当ではない。従って、再審申立人の再審理由は成立でき、被申立人の公知意匠抗弁は成立できない。被申立人の行為は侵害に該当する。

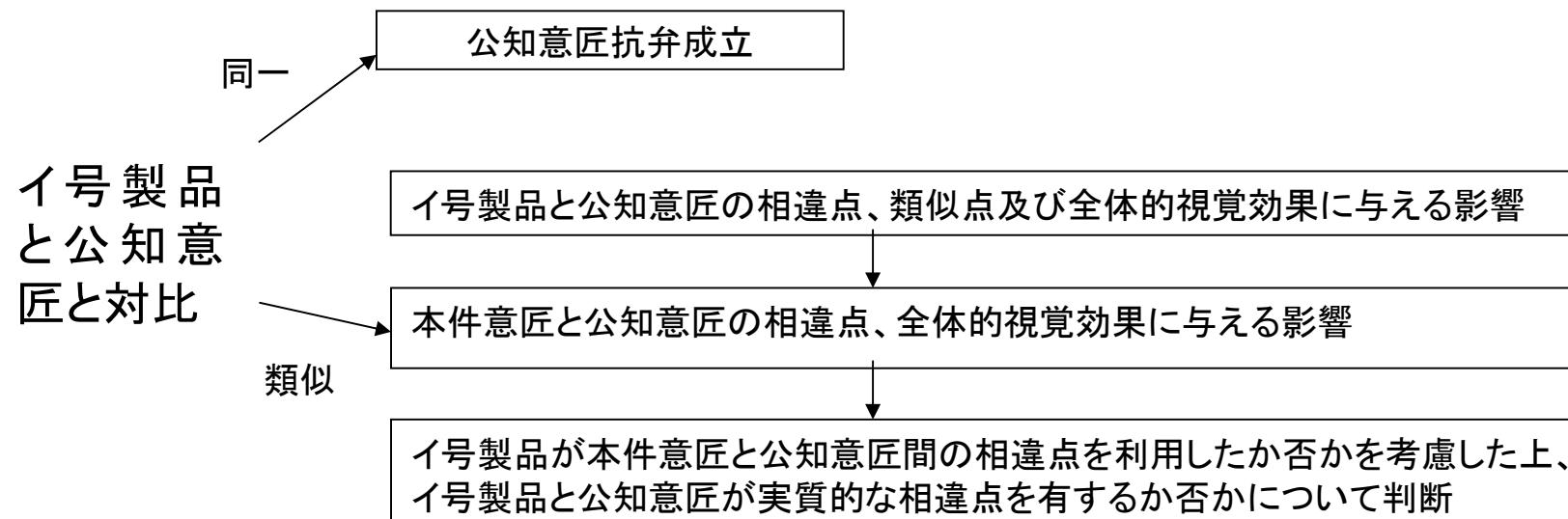


➤ 争点：意匠権侵害判定における公知意匠抗弁の審査判断方法

一審・二審裁判所の判断方法：



◆ 最高裁判所の判断方法





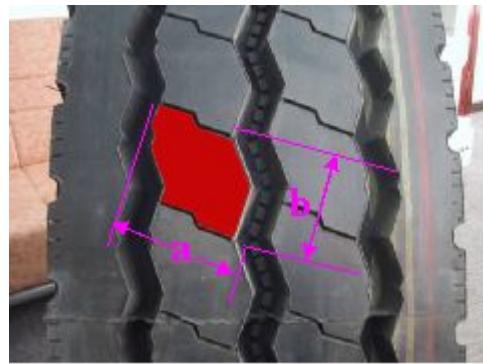
▶最高裁判決内容

- ・ 一審民事判決と二審民事判決を取り消す。
- ・ 被告1(イ号製品の製造者)に、全てのイ号製品の製造、販売を差止めるよう命じる。
- ・ 被告1に、イ号製品の製造のための専用製造金型と在庫のイ号製品を廃棄し、販売していないイ号製品を販売代理店から回収・廃棄するよう命じる。
- ・ 被告1に、本判決の送達日から15日以内に原告の経済損失及び本件の侵害行為を調査、差し止めるために支払った合理支出を合計30万元を賠償するよう命じる。
- ・ 被告2(イ号製品の販売者)に、被告1の製造したイ号製品の販売を差止めよう命じる。

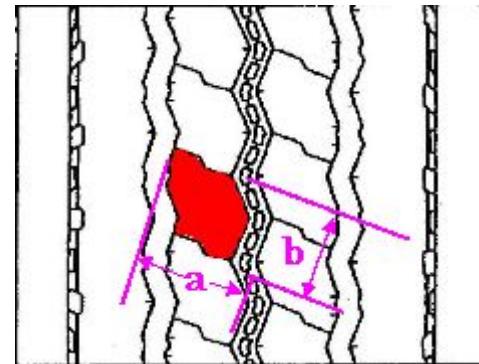


Linda Liu Group

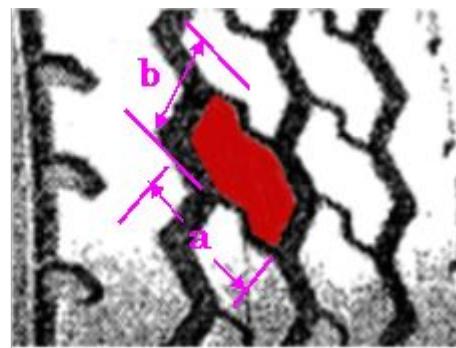
＜対比図＞



(イ号製品)



(本件意匠)



(公知意匠)



▶最高裁判決内容

- ・ 一審民事判決と二審民事判決を取り消す。
- ・ 被告1(イ号製品の製造者)に、全てのイ号製品の製造、販売を差止めるよう命じる。
- ・ 被告1に、イ号製品の製造のための専用製造金型と在庫のイ号製品を廃棄し、販売していないイ号製品を販売代理店から回収・廃棄するよう命じる。
- ・ 被告1に、本判決の送達日から15日以内に原告の経済損失及び本件の侵害行為を調査、差し止めるために支払った合理支出を合計30万元を賠償するよう命じる。
- ・ 被告2(イ号製品の販売者)に、被告1の製造したイ号製品の販売を差止めよう命じる。



➤ 中国公知意匠抗弁原則の問題点

- ・ イ号製品と公知意匠が同一又は実質的に同一の場合——法律根拠がある。
- ・ イ号製品と公知意匠が同一又は実質的同一ではないが、類似する場合——関連根拠がなし。

➤ 本判例の意義

意匠権侵害訴訟における公知意匠抗弁に係る意匠の類似判断方法を明確化した。



Linda Liu Group

実例2—行政摘要

実例2：商標、商号の模倣——商標権侵害



Linda Liu Group

実例2——商標権侵害行為に対する行政摘発

ブリヂストン(JP)
VS 桂林車之翼(CN)

正式販売店の統一された看板

模倣者の看板





Linda Liu Group

実例2——商標権侵害行為に対する行政摘発

解決ルート：現地工商局に取り締まりを申請

結果：解決 — 侵害停止





実例2——商標権侵害に関する行政摘発

<本件からのヒント>

- 商標権を利用できれば、一番望ましいであるが、その前提是関連指定商品で、登録商標権を有することである。
- 看板の模倣について、不正競争になる可能である。関係実情を弁護士にお問い合わせ、対応手段を検討できる。
- 正規品を販売している正規店の看板について、統一に管理されたほうがよい。



Linda Liu Group

実例3——著作権侵害行為について

実例3: 玩具製品の模倣——著作権侵害



Linda Liu Group

実例3——著作権侵害行為について

廃棄された玩具の模倣品





実例3——著作権侵害行為について

**解決ルート: 行政取締、著作権侵害訴訟
結果: 勝訴的和解 — 侵害停止、損害賠償**

本件からのヒント

- 関係製品について、著作物に属する場合、著作権を利用して権利侵害を差止めることは可能である。
- 著作権の登録が著作権成立の要件ではないが、登録すれば、権利成立の初步的証明があるので、権利行使の際に、効果的に利用できる。従って、中国でうまく著作権法により保護されることができるため、出来るだけ早めに中国で著作権を登録したほうがよい。



Linda Liu Group

実例4——不正競争侵害行為について

実例4：包装の模倣 ——不正競争侵害



Linda Liu Group

実例4——不正競争侵害行為について



正規品



被疑侵害製品



解決ルート: 警告、不正競争侵害訴訟

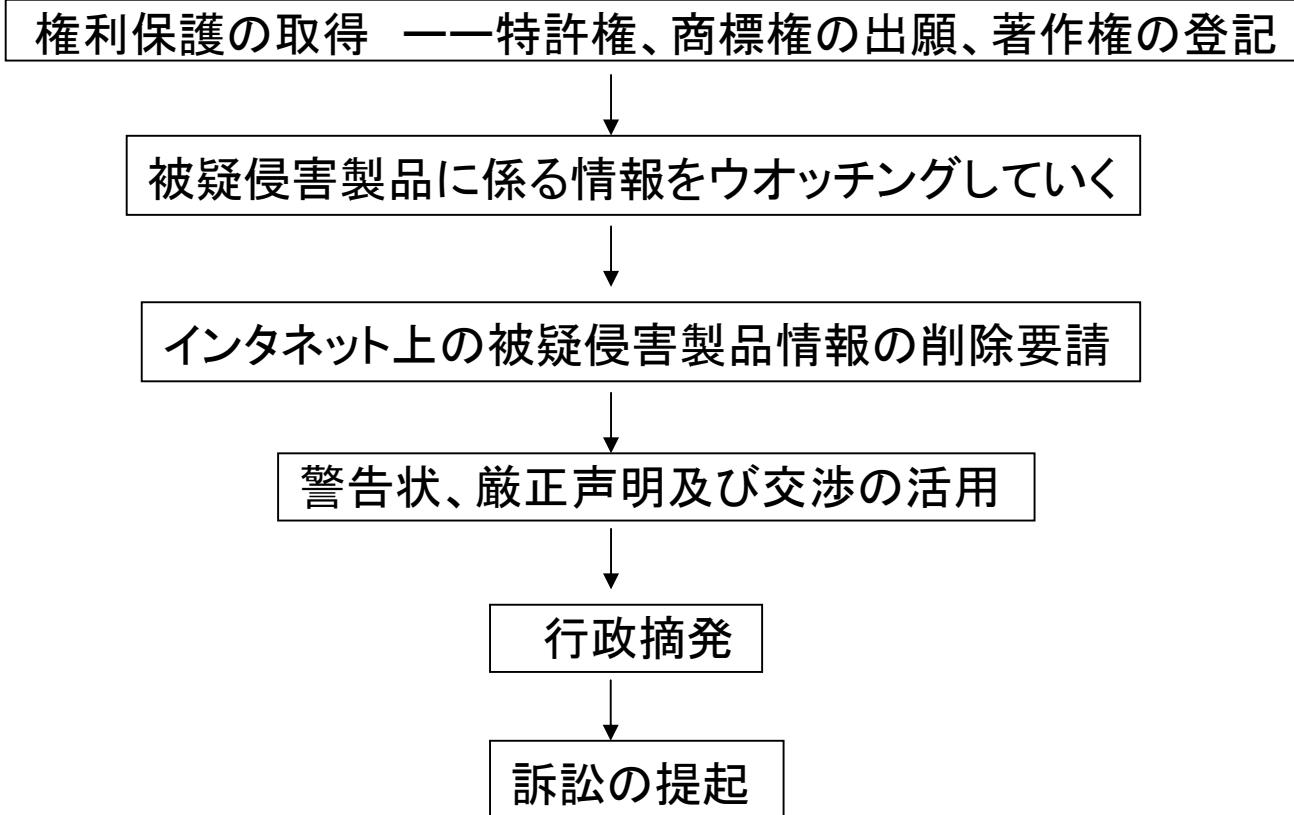
結果: 勝訴的和解 — 侵害停止、損害賠償

本件からのヒント

- 包装の模倣について、消費者の誤認を招きやすいので、容赦できない。早めに解決したほうがよい。
- 警告で事件を解決することは、十分可能である。しかし、念のため、事前に関係証拠を保全したほうがよい。



6. 費用対効果の対応策の優先順位





6. 費用対効果の対応策の優先順位

➤ 摘発する場合のメリット

- ①市場シェアを保つ
- ②訴訟及び商売リスクが避けられる

➤ 摘発しない場合のデメリット

- ①市場シェアが無くなる可能性がある
- ②トラブルに巻き込まれる可能性がある
- ③悪品質の模倣品が出てくると、名誉損害を齎す可能性がある



7. 日本企業の注意すべき問題

- ①中国はすでに世界で最大なマーケットになったことを常に頭に置くべきである。
- ②中国で事前に知財権を取得する。
- ③模倣や侵害されたとき、早急に対策を検討し、対応する。
- ④中国における競争相手の知財活動をよく調査する。
- ⑤中日知財制度の相違点について、絶えず勉強する。
- ⑥秘密保持契約、共同開発契約などをきちんと締結する。
- ⑦社内知財管理を整備する。
- ⑧中国で有力な弁理士事務所と協力する。



8. 日本企業の新しい動向

- (1) 中国への特許出願を増している。
- (2) 中国での開発を増している。
- (3) 中国における職務発明の問題を前向きで検討し、改善している。
- (4) 営業秘密の保護を強化している。
- (5) 他人の権利化を阻止するために情報提供を増している。
- (6) 特許情報調査を増している。
- (7) 鑑定を増している。
- (8) 無効審判を増している。
- (9) 訴えられた事件が増えている。



8. 日本企業の新しい動向

- (10) 商標の保護範囲を拡大させている。
- (11) 交渉による事件の解決を図るケースが増えている。
- (12) 中国の大手弁理士事務所から将来性のある事務所まで出願を分散させている。
- (13) 中国の弁理士事務所を再選択している。
- (14) 出願を2~3ヵ所の弁理士事務所に絞ることを進めている。
- (15) 直接に中国へ出願するのを増している。
- (16) 先使用権を確保するための証拠保全を増している。
- (17) 新たに中国における知財戦略を策定している。
- (18) 中国における事務所又は子会社に知財部を設けるケースが増えている。



Linda Liu Group

ご清聴どうも有難うございました。





Linda Liu Group

ありがとうございました

ご質問等ございましたら、下記までお気軽に
お問い合わせください

RYUKA国際特許事務所

〒163-1522

東京都新宿区西新宿1-6-1

新宿エルタワー22階

TEL: 03-5339-6800

FAX: 03-5339-7790

E-Mail: cases_from_jp@ryuka.com